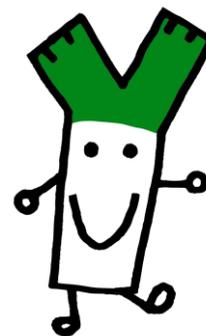


羽島郡二町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成26年12月策定（平成28年一部追加・令和6年一部修正）

羽島郡二町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「羽島郡二町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

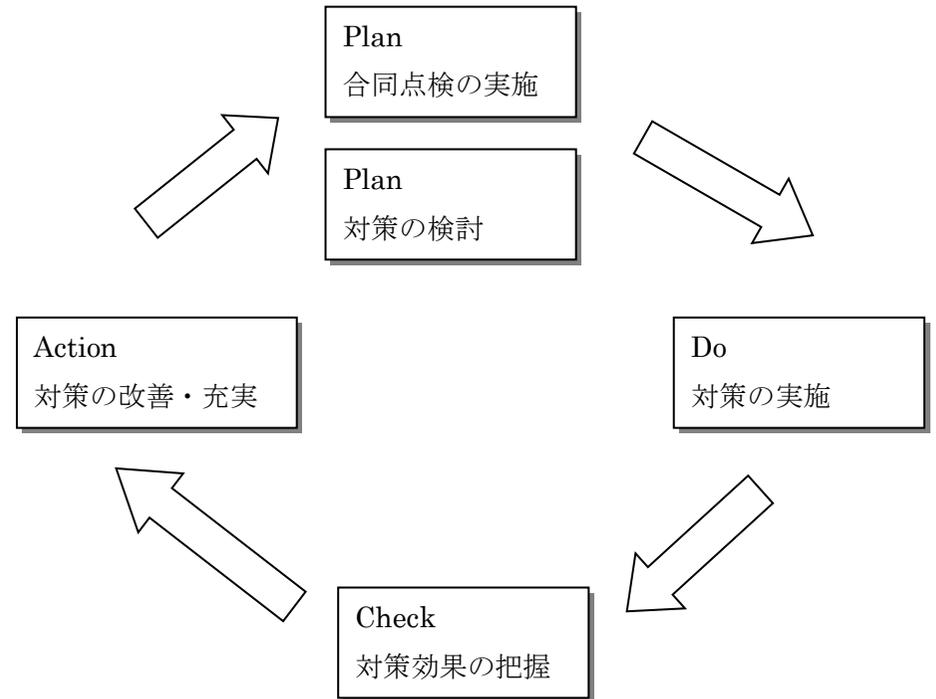
- ・ 羽島警察署 交通課・生活安全課
- ・ 国土交通省 岐阜国道事務所 交通対策課
- ・ 岐阜県 岐阜土木事務所
- ・ 岐南町 土木課
- ・ 笠松町 建設水道部 建設課
- ・ 羽島郡内小中学校 校長代表・生徒指導主事及び交通安全担当
- ・ 羽島郡内小中学校 P T A代表
- ・ 羽島郡二町教育委員会

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして、繰り返し実施し、通学路の安全性向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 岐南町、笠松町、2年に1回、合同点検を実施します。
- ・ 学校ごとに夏休み中に合同点検を行います。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・ 小学校ごと、中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治体等が参加する合同点検を行います。**ただし、参集型が難しい場合は、学校と保護者中心で行い、その結果を関係機関と確実に情報共有することとします。**

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があがっているのか、また、児童生徒等が安全にな

ったと感じているのか等を確認するため、

- ・ 地域住民へのアンケートの実施（保護者、自治体関係者）
- ・ 車両と歩行者の間隔の測定など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧の公表

- ・ 小中学校ごとの点検箇所や対策内容について、関係者間で認識を共有するために、小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、**羽島郡二町教育委員会のホームページ上に公表**します。

5 追加項目（平成28年度安全推進会議より）

- ・ 通学路については、毎年、年度当初に学校より各町の担当者に経路図を提出する。その際、通学路の安全にかかわる課題がある場合は相談し、対応を協議する。
- ・ 他にも年度途中であっても、児童生徒の通学に関する問題が生じた場合は、随時、学校・PTAは地域住民等と連携し、速やかに対応がされるように各町の担当者に相談する。